

平成24年5月10日

静岡県小山町様

板橋区ホタル生態環境館
阿部宣男

ホタル飛翔に関する事項〔最低五年間〕

ホタルは生き物である為その生存並びに世代交代(累代育成)の為の生態系整備が必要であります。板橋区と特許に関わる契約が必要となりますが、小山町とは特例として契約はしてなくても契約しているのと同等若しくは同等以上の環境を構築いたします。継続的環境保持には地域コミュニティの参画が必須の条件となります。

記

1. 小山町ホタルの生息ゾーン生態系保持に必要な静岡県小山町を中心にしたDNAを持つ生態を無償供給。
(生態は、ゲンジボタル・ヘイケボタルの卵、孵化幼虫、成虫、メダカ等)
2. 小山町がホタルの鑑賞会等を開催する日時等を事前に板橋区ホタル生態環境館に連絡し、ゲンジボタル・ヘイケボタルの成虫等を生態累代が為し得るまで供与する。
3. 次年度以降のホタル成虫の飛翔数は飼育幼虫の5～20%(自然界は0.05%)程度と想定しております。下記の条件が必須。
 - 1)濾過ゾーンの正常な稼動
 - 2)水路の正常水位の保持
 - 3)カワニナの増繁殖
 - 4)ホタル幼虫等投入生物の外敵(人間を含む)侵入の阻止環境
 - 5)ホタル上陸用土に人間等動物の立ち入り禁止の阻止環境(施設保有者の協力が必須条件となります)
 - 6)植物等の正常な育成